

令和4年(2022年)9月7日

予防通所介護相当サービス事業所  
介護予防通所リハビリテーション事業所 各位  
介護予防訪問リハビリテーション事業所

八王子市福祉部高齢者いきいき課

### 事業所評価加算の届出について

予防通所介護相当サービス事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所において、令和5年度(2023年度)に事業所評価加算の算定を希望する場合は届出が必要です。表を確認し、届出が必要になる場合は期限までにご提出ください。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1. なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2. あり」で届出している事業所)
令和5年度(2023年度) 算定希望する	届出必要 「2. あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
令和5年度(2023年度) 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1. なし」として届出してください。

【提出期限】 **令和4年(2022年)10月17日(月曜日) 必着**

【提出書類】 提出書類については下記の八王子市ホームページよりダウンロードしてください。

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 参考様式集約等 > 届出書類一覧(居宅・密着・総合) > 加算に関する届出の提出書類一覧

[https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022\\_d/fil/teisyutukyo.xlsx](https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022_d/fil/teisyutukyo.xlsx)

【総合事業で他市の指定を受けている事業所について】

他市届出の必要の有無については、指定を受けた各保険者にご確認ください。

【提出先・お問い合わせ先】

○ 届出に関すること

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部高齢者いきいき課

事業者指定担当 TEL: 042-620-7452

○ 評価基準の内容に関すること

八王子市福祉部介護保険課

給付担当 TEL: 042-620-7416